

公募要項

No	頁	章	節	項	目	その他	質問・意見等	回答
1	2	1	5	(1)	イ		50号機が新設された際に設けられた電気設備も廃棄または移設しての保管はしてはならないと解釈してよろしいですか。	ご質問の通りです。
2	2	1	5	(1)	ウ		提案で50号機を事業期間中使用しないとした場合、50号機の維持管理及び運営は平成22年4月1日以降は事業者の範囲外と考えてよろしいでしょうか。	ご質問の通りです。
3	2	1	5	(2)	ウ		「更新対象とならない1機(50号機)は平成22年3月31日まで横浜市が維持管理及び運営を行い…」とありますが、この期間中に取り合い工事を実施した後も、この期間は横浜市が維持管理及び運営を行うと考えてよろしいでしょうか。	ご質問の通りです。ただし、平成22年3月31日以前に50号機の運営・維持管理を事業者が行うという提案を否定するものではありません。
4	2	1	5	(2)	ウ		第1回質問書の回答で、使用できる状態とは「取り合い工事を行うこと」とされていますが、事業者提案で事業期間中の使用の有無にかかわらず取り合い工事を実施するものとし、各提案者はこの費用を工事費に含めるものと考えてよろしいでしょうか。	ご質問の通りです。
5	2	1	5	(2)	ウ		「既設の発電設備5機のうち更新対象の4機(10号機から40号機まで)はその更新時まで横浜市が維持管理及び運営を行う。更新対象とならない1機(50号機)は平成22年3月31日まで横浜市が維持管理及び運営を行い…」とありますが、この期間中のガス発電設備(10～50号機)の運転計画は事業者提案に沿っていただけると考えてよろしいでしょうか。また、その際の横浜市が維持管理する部分におけるトラブル等不測の事態により消化ガスの全量消費と熱供給が出来なくなった場合は、事業者には責はないと考えてよろしいでしょうか。	詳細は優先交渉権者決定後の協議により決定されますが、基本的にはご質問の通りです。
6	23	8	2	イ	(3)		商法第281条第1項 会社法第435条	ご質問の通りです。